

## とちまるくんのデザイン使用についての注意点

### 1. はじめに

とちまるくんのイラストを商品に印刷するなど、とちまるくんのデザインを使用するには、デザイン使用申請が必要です。

- ◎申請可能な使用期間は、新規申請の場合、最長で翌年の3月31日までです。
- ◎更新申請の場合は、2年間までです。
- ◎販売物については、新規・更新いずれの場合も、使用承認を受けた年度における使用の実績として、翌年度の4月10日までに「商品等販売状況報告書」の提出を要します。

※次の場合には、申請を省略できます！

- ・個人で楽しむ目的で使用する場合
- ・報道目的で使用する場合
- ・学校が教育目的で使用する場合



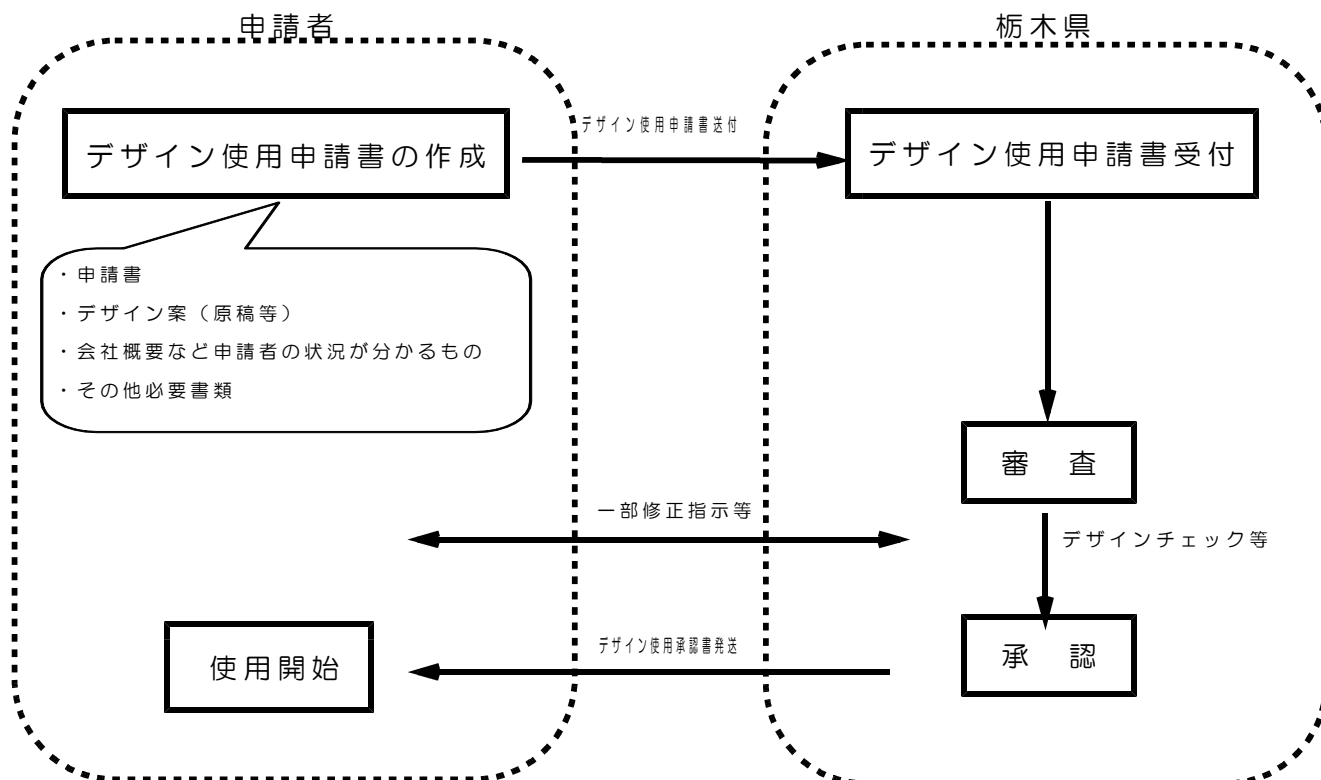
### 2. 申請の流れ

とちまるくんデザインの使用に係る申請の流れは、次のとおりです。

申請から承認までは2週間程度かかります。

申請内容や受付状況によっては承認までに時間を要する場合がございますので、余裕を持ってお早めに申請してください。

なお、申請内容によっては、デザインの修正等をお願いする場合がございます。



### 3. とちまるくんデザインについて

HP上のとちまるくんイラスト集は、掲載用に解像度を下げたPDFデータになります。解像度の高いデータやイラストレーターデータをご希望の場合は、地域振興課元気ニコニコ室宛てお問い合わせください。

また、とちまるくんの写真は、原則として使用できません。



### 4. 名前等の標記について

とちまるくんデザインを使用する場合には、併せて、下記の標記を行ってください。

#### (1) 基本の標記

「とちまるくん」が県マスコットキャラクターであることが分かるように、下記のいずれかの標記をお願いします。(とちまるくんデザインの付近に配置してください。)

#### 【基本の記載例】



栃木県マスコットキャラクター  
とちまるくん承認第000000号

次の場合には、承認番号の掲載を省略できます。

- ・包材など、複数年使うことが予め想定されている物のデザイン
- ・掲載スペースの都合上、承認番号を掲載できない場合
- ・その他、デザインレイアウト上やむを得ない場合

#### 【承認番号を省略する場合の記載例】



©栃木県 とちまるくん



© Tochigi pref. Tochimarukun



© 栃木県

※とちまるくんの名前ロゴを使用する場合のみ

(2) キャラクター名の標記

とちまるくんは、敬称を含んだ「とちまるくん」でひとつの名前になりますので、キャラクター名を記載する場合には、正しい標記をお願いします。

【正しい例】



©栃木県 とちまるくん

【誤った例】



©栃木県 とちまる\_\_



©栃木県 とちまる君

**5. 禁止事項について**

(1) デザインの加工

とちまるくんのイラストは、イメージの混乱を避けるため、次のような加工を行わないでください。

★タテ・ヨコ比率の改編

【正しい例】



【誤った例】



★色の変更

原則として、とちまるくんの色を変更することはできません。指定色のままか、単色（黒1色等）での使用をお願いします。

【正しい例】

①カラー（基本）



とちまるくんの指定カラー

- ・DIC328 C62% + M86% + Y98%
- ・DIC90 C35% + Y95%
- ・DIC8 M13% + Y44%
- ・DIC564 M100% + Y87%
- ・DIC256 C92% + M16% + Y100%
- ・DIC582 K100%

②単色（白黒）



【誤った例】



【可能な例】



★その他の加工

とちまるくんに服を着せる、動きをつけるなどの加工は可能ですが、イメージの同一性を保つため、すべて地域振興課の協議を必要とします。

また、とちまるくんの顔パーツ（目、口等）の位置を変更すること、頭身バランスの崩れや左右を反転した状態での使用はできません。

【誤った例】



-目と口の位置の変更-



-頭身バランスの崩れ-



-左右反転-

★ロゴや文字列ととちまるくんデザインを重ねる加工

とちまるくんが栃木県のマスコットキャラクターであることについて、誤解を招かないよう、申請者（団体）のロゴや名前をとちまるくんイラストに重ねて使用したり、とちまるくんに持たせることはできません。

また、とちまるくんのシャツの県章やはちまきの「とちぎ」標記を、申請者（団体）のロゴや名前に変更することもできません。

【誤った例】



(2) とちまるくんのイメージや性格付けに関すること

とちまるくんのイメージを壊さないよう、次のことに注意してください。

★とちまるくんの趣味、嗜好、思想等

とちまるくんのプロフィールに無い、趣味、嗜好、思想等を表すものは原則として認められません。

同様に、特定の人、団体、思想等を支持する、或いは批判する表現は認められません。

★とちまるくんのセリフ

とちまるくんデザインから出ている吹き出しを設置する場合、吹き出し内の文章は、とちまるくんのセリフとなりますので、デザインと併せて地域振興課長の審査対象になります。とちまるくんのセリフで表現できるものは、「とちまるくん言葉」（基本的に語尾が「まる☆☆」「まるっと☆☆」で終わる表現）を原則とした、①挨拶、②とちまるくんデザインの使用対象物件に関連する、県産品や県施策等のPR、③とちまるくんの出演するイベントの告知、④その他地域振興課長が認めるもの、となります。なお、一人称は「ぼく」となります。とちまるくんは7歳の男の子なので、比較的平易な文章を用いるよう心がけてください。

また、吹き出しでないレイアウトであっても、位置関係や内容を鑑みてとちまるくんのセリフであると認識されるものについては、同様に取り扱うこととします。

【とちまるくんのセリフポイント】

- ・一人称：「ぼく」
- ・語尾：「まる」「まるっと」「まる～」「まるね」「まるよ」  
※語尾の前に「だ」はつけません。  
例：（誤）「○○なんだまる」⇒（正）「○○まる」  
（誤）「○○だまるね」⇒（正）「○○まるね」
- ・使用する記号：「!」「?」「♪♪」「☆☆」「(●・▽・●)」
- ・その他、7歳の男の子にふさわしくないセリフは不可